

—アラン・シュピオの問題提起—

1. 労働関係は「身分」か「契約」か
2. 労働は「人」か「物」か
3. 労働契約において「自由」と「従属」はいかに両立するか

1. 労働関係は「身分 statut」か「契約 contrat」か

ローマ法「契約」：「物の賃貸借」の一変種としての、奴隷の一時的譲渡 *locatio hominis*
→民法→近代化とは奴隷化だったのか？
ゲルマン法「身分（窪：地位）」：「共同体への人的帰属関係」

2. 労働は「人」か「物」か

1804年フランス民法＝各個人を自由に平等な所有者と見る「財産法」の性格
労働関係＝契約、労働＝「物」
⇔「労働を「物」として捉える債権法の枠組みのなかに労働の「肉体」「人間」としての性格を取り込む形で誕生したのが「労働法」であった。」 216頁。

<労働法の誕生>

身体的危険：1841年年少者の雇用及び労働時間規制法

経済的危険：最低賃金、所得保障（疾病保険、老齢年金、失業保険など）

∴労働法→集団的アイデンティティを形成。

しかし、今日、一部のプロフェッショナルな個人的アイデンティティの承認という「個別化」により崩壊（cf、1981年クロズド・ショップ欧州人権裁判所判決）。同時に、「物」として取引される不安定労働者の増加。219頁。

3. 労働契約において「自由」と「従属」はいかに両立するか

労働契約の最大の問題点：労働者の義務内容の不明確性「使用者の指揮命令によって初めてその内容が具体化されるという性質」→「労働者の意思の自由の剥奪」→労働法の第一の存在意義：使用者権限の「文明化」221頁＝労働者の法主体化→「集団」の発明→労使関係の自治。∴形式的平等⇔労働者の「社会的地位・身分 *statut social*」を集団的に設定。

<「具体的平等の実現＝集団性の承認」の方法>

① 公的規制：たとえば、法律によって労働契約上守られるべき基準設定

② 労使集団自治政府を認める：契約内容の決定を労使に委ねる。

∴フランス：国家規制内での労使集団自治による「個人の自由の回復」＝「労働者個人の従属性を補正するために国家によって保障された自由＝個人的自由」222 頁＝労働法の存在意義⇔イギリス：①反対。②賛成。

∴企業の法的承認→企業経営者に自由と責任を課す→企業が環境と社会に責任を果たしていない場合は、その自由自体が問い直されることになる。223 頁。→企業の社会的責任

結論

労働法の本質：1、物契約に対する保護、2、従属に対する集団的自由

一改革提言一

1、労働の法的概念再定義

「民間部門でのフルタイム従属労働」モデル＝非労働、独立自営、公共部門労働の排除→多様な労働形態間での平等取り扱いと、各形態間での自由な移動

・社会保障法を含めた広義の「社会法」の同心円の再編→内側から

- ① 従属労働に固有の権利
- ② 自営労働を含む営利活動に共通の権利(労働安全衛生等)
- ③ 非営利労働にも保障される権利(無償労働に対する労災補償の適用、育児期間に対する年金上の利益保護等)
- ④ 労働形態如何にかかわらず保障される普遍的権利(医療保障、最低生活保障等)

2、以上の枠組みに労働者の「自由」と「責任」を組み込むこと

「最低所得保障」ではなく、「労働に就く最低限の地位 *statut minimum du travail*」保障

「一定期間就労したすべての人に多様な労働形態のなかから自ら自由に選択した労働に一定期間従事する権利—いわゆる「社会的引出し権 *droits de triage sociaux*」—を認め、かつ育児や職業訓練等の非営利労働に移行する場合にも財政的支援を行うことによって、各人が何らかの職業的地位を持ち続けながら自らの労働生活を自由に展開できるようにすべき」230 頁。→限界：当初から就労できない人々はどうするのか？

おわりに

憲法により労働は権利であり義務(27 条)、かつ、幸福追求権(13 条)、生存権(25 条)により、国家は労働を提供する憲法的義務がある。憲法訴訟可能ではないか。

参考文献 水町勇一郎『労働社会の変容と再生』有斐閣、2001 年。